

## 【かんぽ生命が実施する募集人資格に係る処分】

### 1 特定事案調査

- 法令違反は416人、社内ルール違反は2,225人となっており、募集人資格処分確定は2,633人、不服申立期間中など処分判定中が8人。
- 募集人資格処分確定者の内訳は、業務廃止が72人(他事案13人、退職者等45人の業務廃止相当含む)、1カ月から6カ月の業務停止が1,007人、2週間又は3週間の業務停止が1,554人。

(3月19日時点)

違反区分	実質的業務停止期間・資格処分	該当者*
法令違反 416人	業務廃止	63人
	3又は6カ月 嚴重注意	350人
	不服申立中など処分判定中	3人
社内ルール違反 2,225人	業務廃止	9人
	1～6カ月 嚴重注意	657人
	2又は3週間 処分免除	1,554人
	不服申立中など処分判定中	5人

※ 退職者など募集人資格を既に持たない人数を含む。

### 2 多数契約調査 (一昨年より実施している事案\*1)

- 業務廃止が76人(退職者等9人の業務廃止相当含む)、1カ月から6カ月の業務停止が8人、不服申立期間中など処分判定中が1人。

(3月19日時点)

違反区分	実質的業務停止期間・資格処分	該当者*2
法令違反 85人	業務廃止	76人
	業務停止	6人
	3又は6カ月 嚴重注意	2人
	不服申立中など処分判定中	1人

※1 2019年6月27日プレスリリース参照。  
 ※2 退職者など募集人資格を既に持たない人数を含む。

## 【日本郵便が実施する人事処分(就業規則に基づく懲戒処分)】

- 特定事案・多数契約調査に係る募集人資格処分確定者および当時の管理者に対する人事処分は3月中に概ね終了
  - 特定事案に係る募集人に関しては、処分検討対象者の98.0%の処分量定を判定済。3月中に執行
  - 多数契約事案に係る募集人に関しては処分検討対象者全員に対し処分執行済

### ■ 募集人の処分状況 (特定事案調査・多数契約調査分等)

(3月19日時点)

対象者	処分量定	今回実施分 (注1)		累計実施数 (注2)	
		多数契約分(再掲)	多数契約分(再掲)	多数契約分(再掲)	多数契約分(再掲)
募集人 【今回】 特定事案 1,054人 多数契約 42人 【累計】 特定事案等2,196人 多数契約 73人 (多数契約重複24人・処分なし18人)	懲戒解雇	3人	3人	28人	27人
	停職	113人	37人	126人	43人
	減給	666人	2人	1,197人	3人
	戒告	218人	-	812人	-
	訓戒	10人	-	17人	-
	注意	44人	-	47人	-
合計		1,096人	42人	2,269人	73人

注1:「今回実施分」は2020.12.1～2021.3.19までに処分量定が確定した人数。処分執行は準備出来次第順次実施中  
 注2:特定事案調査、多数契約調査以外で不適正募集が発覚した募集人1名の懲戒解雇処分を含む

### ■ 募集人の当時の管理者等 (郵便局長・郵便局部長等) の処分状況

(3月19日時点)

対象者	処分量定	今回実施分		累計実施数	
		多数契約分(再掲)	多数契約分(再掲)	多数契約分(再掲)	多数契約分(再掲)
管理者	停職	11人	-	13人	-
	減給	23人	-	24人	-
	戒告	61人	8人	111人	12人
	訓戒	53人	31人	351人	41人
	注意	39人	23人	187人	23人
合計		187人	62人	686人	76人

※これまでの処分状況を含めた全体の状況は次ページ参照

〔補足資料1〕かんぽ不適正募集に係る募集人・当時の管理者等に対する人事処分等の全体状況

- かんぽ不適正募集に係る関係者の人事処分（就業規則上の懲戒処分）等の実施は全体で**3,351人**（処分なし18人を除くと**3,333人**）
- また、本社・支社・エリア本部におけるかんぽ営業推進等を担当していた者に対しても、3月中を目途に「口頭注意」を実施  
（対象者468人〔日本郵便：本社・支社の専門役・課長等の職170人、かんぽ生命：本社の担当部長・課長、エリア本部の専門役・担当部長等の職298人〕）

(3月19日時点)

処分検討対象者・事案 (2021.3.19現在)		2020.11月末までの 処分実施状況	12月~3月までの処 分判定・執行予定数	合計								
<b>1. 募集人</b>  <small>募集人処分全体数は2,269人、 生命保険募集人資格保有者数は 106,850人(2020.3.31現在)、 処分数は全体の2.1%</small>	<b>①特定事案（対象:2,240人）</b> <table border="1"> <tr> <td><b>対象数</b></td> <td><b>2,240人</b></td> </tr> <tr> <td>募集人資格処分確定者（2,633人）+ 特定・多数 以外の不適正募集による資格処分確定者(1人)</td> <td>2,634人</td> </tr> <tr> <td>退職者</td> <td>▲240人</td> </tr> <tr> <td>かんぽ生命による募集人再調査分(注1)</td> <td>▲154人</td> </tr> </table>	<b>対象数</b>	<b>2,240人</b>	募集人資格処分確定者（2,633人）+ 特定・多数 以外の不適正募集による資格処分確定者(1人)	2,634人	退職者	▲240人	かんぽ生命による募集人再調査分(注1)	▲154人	<b>1,142人</b>	<b>1,054人</b> <small>〔 多数契約重複24人・ 処分なし18人含む 〕</small>	<b>2,196人</b> (98.0%) <残44人> (注2)
	<b>対象数</b>	<b>2,240人</b>										
募集人資格処分確定者（2,633人）+ 特定・多数 以外の不適正募集による資格処分確定者(1人)	2,634人											
退職者	▲240人											
かんぽ生命による募集人再調査分(注1)	▲154人											
<b>②多数契約調査（対象:73人）</b> <table border="1"> <tr> <td><b>対象数</b></td> <td><b>73人</b></td> </tr> <tr> <td>募集人資格処分確定者</td> <td>84人</td> </tr> <tr> <td>退職者</td> <td>▲10人</td> </tr> <tr> <td>処分判定中の者との共同募集人(1人)</td> <td>▲1人</td> </tr> </table>	<b>対象数</b>	<b>73人</b>	募集人資格処分確定者	84人	退職者	▲10人	処分判定中の者との共同募集人(1人)	▲1人	<b>31人</b>	<b>42人</b>	<b>73人</b> (100.0%)	
<b>対象数</b>	<b>73人</b>											
募集人資格処分確定者	84人											
退職者	▲10人											
処分判定中の者との共同募集人(1人)	▲1人											
<b>2. 当時の郵便局等管理者／本社支社の役員・責任者等</b>	<b>①郵便局長・郵便局部長等（支社等社員含む）</b>	<b>499人</b>	<b>187人</b>	<b>686人</b>								
	(再掲)	多数契約調査に係る管理者処分	14人	62人	76人							
		パワハラ等に係る管理者処分(全国で370人を対象として調査)(注3)	4人	48人	52人							
	<b>②本社支社の役員・当時の責任者等</b>	<b>ア 当時の執行役員への嚴重注意と報酬減額</b>	<b>39人</b> (かんぽ生命含む。 うち日本郵便20人)	—	<b>39人</b>							
<b>イ 当時の本社・支社等の責任者 (金融営業部・金融業務部・金融渉外本部長・ 主幹地区統括局長・地区統括局長等)</b>		<b>339人</b> (かんぽ生命含む。 うち日本郵便243人)	18人	<b>357人</b>								
<b>合計</b>	—	<b>2,050人</b> (日本郵便のみ1,935人)	<b>1,301人</b>	<b>3,351人</b> (日本郵便のみ3,236人)								

注1:募集人の人事処分の検討に当たり、募集人から提出された非遵行為に係る顛末等を記載した書面の内容がかんぽ生命による募集人資格処分の内容と齟齬がある場合、日本郵便からかんぽ生命へ再確認を行い、かんぽ生命において改めて募集人への再調査を実施することとした人数(154人)（※これまで日本郵便からかんぽ生命へ再確認依頼を行った数は391人）

注2:募集人の未処分者（残44人）は、研修終了前（資格処分確定前）、休職中、共同募集人調査中である等により未実施のもの。処分実施可能となった段階で順次実施。

注3:募集人から不適正募集の背景として、管理者等からのパワハラや違反指示行為があった等の申し出があった場合、あるいは、一定数以上の不適正募集が発生している職場の管理者、または不適正募集をした募集人からの申告によらず各支社において関係者ヒアリング等により対象者を特定し調査したもの（全国で370人を調査対象）

〔補足資料2〕管理者等の人事異動状況（日本郵便）

■業務改善計画による「適正な営業推進態勢の確立」および「募集管理態勢の確立」を継続・着実に実施し、不適正募集を根絶させていくため、郵便局・支社・本社における管理者等の人事異動によって体制を刷新

〔管理者等の主な人事異動〕

	対象	人事異動の内容	備考
1	金融コンサルティング本部長（支社）	<ul style="list-style-type: none"> <li>2018年度の金融コンサルティング本部長約80名について、2020年4月期及び2021年4月期の人事異動で2018年度以前に在職していた者の9割弱（約70名）を他の職務へ異動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2018年度当時の役職名称は金融渉外本部長</li> </ul>
2	コンサルティングアドバイザー（支社）	<ul style="list-style-type: none"> <li>2018年度のコンサルティングアドバイザー約800名について、2020年4月期及び2021年4月期の人事異動で8割弱（約600名）を他の職務へ異動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2021年4月期のコンサルティングアドバイザー数は565名（予定）</li> <li>2018年当時の役職名称は営業インストラクター</li> </ul>
3	金融コンサルティング部長（郵便局）	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融コンサルティング部長約1,100名中、2020年4月期で約600名、2021年4月期で約500名の人事異動（他局異動を含む）を実施。</li> <li>2021年4月時点で、2018年度以前からの金融コンサルティング部長は約450名</li> </ul>	
4	金融営業関係社員（本社・支社）	<ul style="list-style-type: none"> <li>本社支社において、2014年度から2018年度に金融営業のかんぽ担当だった者（管理者・役職者）について、2021年4月期人事異動をもって、全員を支社金融関係部長等以外に配置（約170名）</li> </ul>	